

し ば た し
令和7年度新発田市地域おこし協力隊
募集要項



新発田市市民まちづくり支援課



◆ 新発田市 ◆



新発田市（しばたし）は、県都新潟市に隣接する新潟県北部の都市で、面積 533.10 km²、人口 9 万 1,388 人（令和 7 年 2 月末現在）を有しております。

北西には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。また、かつて東洋一といわれた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもあります。

江戸時代末期には 10 万石の城下町として栄え、現在も国の重要文化財となっている新発田城や足軽長屋など城下町新発田の文化遺産をまちの随所にとどめています。

城下町の歴史と文化、全国的にも有名な月岡温泉、山から海までの豊かな自然など、たくさんの魅力を持つ新発田市は、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市しばた」を目指しています。

その中で当市は、自治会、NPO、市民団体、学校、企業などの団体が連携・協力することで地域課題の解決を図るための全市的な支えあいとして中間支援組織（地域づくり支援センター）を整備し、市全体の地域づくりを活性化に努めています。



1 活動内容

中間支援組織（新発田市地域づくり支援センター）は「結ぶ」、「支える」、「育む」、「発する」の4つの柱によって支えられています。

「結ぶ」・・・住民、NPO、企業、学校、行政などの連携や、農福商工をはじめとした異業種の連携など、異分野同士を結ぶコーディネートに取り組む。

「支える」・・・住民活動やNPOの活動など、地域には地域の元気づくりにつながる活動が各地で展開されている中、これらの活動に資金調達・適する補助金選びや申請書等の作成の支援等に取り組む。

「育む」・・・市民主導で新たな「人」が集まれる憩いの場を市民とともに作り上げ、「地域に変化生み出す」「持続可能な地域づくり」を可能とする人材を「地域」「地域外」から発掘し「地域を動かすコーディネータ」の育成に取り組む。

「発する」・・・地域のあまり知られていない魅力的な歴史や場所、活動、物語といった地域の魅力を収集・編集し、地域内外に向けて発信する広報活動に取り組む。

上記の中で特に「結ぶ」、「育む」という柱をメインに、中間支援組織を盛り上げる活動に従事していただきます。

想定される活動事例

結ぶとは、

- 地域×企業、地域×NPO、地域×地域等を「結ぶ」
- 移住者×地域、地域×移住希望者等を「結ぶ」
- 若者×若者、高齢者×高齢者、若者×高齢者等を「結ぶ」
- 地方×都市を「結ぶ」

育むとは、

- 集落支援員×地域おこし協力隊で地域を「育む」
- 地域を盛り上げる若者等を「育む」
- コミュニティービジネスを「育む」
- 「〇〇の街しばた」を掲げ活動する協力隊を「育む」

2 募集人員
1 名
3 応募条件
(1) 年 齢 問いません (2) 生活の拠点を3大都市圏及び都市地域等から新発田市内に移し、住民票を移動させることができる方。詳しくは、お問い合わせください。 (3) 地域おこし活動や新発田市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方 (4) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方 (5) 大型、中型、普通いずれかの自動車運転免許（ＡＴ限定可）を有し、日常的な運転に支障のない方 (6) ワード、エクセル等の基本的なパソコン操作ができる方 (7) フェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用して情報の受発信ができる方
4 活動時間
1 週間当たり 35 時間とします。 ※基本的に土日・祝日を除く週5日勤務、勤務時間は9時～17時 ※ただし、業務内容によって土日・祝日に勤務する場合があります。
5 隊員の身分及び任用期間
(1) 新発田市会計年度任用職員として、市長が任用します。 (2) 任用期間は、任用日から1年間とし年度ごとに任用し、最長 3 年まで更新する場合があります。 ※任用日は、隊員候補者と市が協議したうえで決定した日とします。 ※職務怠慢や非行など、隊員としてふさわしくないと判断された場合は、任用期間中であっても免職等の懲戒処分を受ける場合があります。
6 報酬
月額報酬 201,419円 その他 6月、12月の年2回の賞与、予算の範囲内において時間外勤務の指示を受けた場合は、時間外手当が支給されます。

7 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険については、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。(報酬から健康保険、厚生年金保険、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。)
- (2) 活動期間中の災害補償等は、「非常勤職員公務災害補償」により補償いたします。
- (3) 住居は新発田市内の住居に入居していただき、住居費用の一部を助成します。
- (4) 活動用車両、パソコンを貸与します。
- (5) 市担当者と新発田市で活動している協力隊員が定期的にミーティングをおこない、スキルの向上や日常の活動における相談事を話し合います。また、市町村をサポートする新潟県主催の隊員の円滑な活動や、個々のキャリア・スキルアップに向けた研修も参加いただけます。

8 応募方法

次の(1)または(2)の方法で、第1次選考への申込みを行ってください。

(1) 受験申込書(持参・郵送)による申込み

「10 問い合わせ・応募先」宛に、郵送または持参で提出ください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

- ① 「新発田市地域おこし協力隊応募用紙」
- ② 自動車運転免許証の写し(表裏コピー)
- ③ 住民票の写し(発行から3か月以内のもの)

(2) PUBLIC CONNECT(電子申請)による申込み

- ① PUBLIC CONNECT 内の新発田市ページ(URL: <https://public-connect.jp/employer/3480>)から該当の求人ページに進み「エントリー画面に進む」にて申込内容を入力してください。

- ② 申込完了後、登録したアドレスにメールが届き、申込完了となります。

※ 電子申請による申込みは、PUBLIC CONNECT(株式会社パブリックコネクト提供)の利用者登録が必要です。

※ 電子申請による申込みの場合、(1)の②及び③の画像添付が必要です。

(3) 応募締切

令和8年3月31日(火) (必着)

採用内定者が決定した場合、締切前に募集を終了することがあります。

9 選考方法

- (1) 第1次選考（書類選考）
「新発田市地域おこし協力隊応募用紙」による書類選考と、担当職員とのオンライン面談を行います。第1次選考結果は、応募者に文書で通知します。
- (2) 第2次選考（面接選考）
第1次選考合格者を対象に、個人面接を行います。
 - ※ 第2次選考の日時、会場等の詳細につきましては、改めて第1次選考結果の際に合格者にお知らせします。
 - ※ 第2次選考のために必要な交通費等は、応募者個人の負担とします。
 - ※ 第1次選考の申し込みを電子申請で行った方は、面接選考時に住民票の写しを持参・ご提出ください。提出いただいた住民票写しは返却しません。
- (3) 新発田市地域おこし協力隊員の決定
第2次選考により、新発田市地域おこし協力隊員候補者を決定します。第2次選考結果は、第2次選考参加者全員に文書で通知します。

10 問い合わせ・応募先

〒957-8686
新潟県新発田市中心3丁目3番3号
新発田市 市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係
担当：小泉・山田・中山
TEL：0254-22-3030（内線 1651、1652）
FAX：0254-28-9670
E-Mail：machizukuri@city.shibata.lg.jp
新発田市ホームページ
<https://www.city.shibata.lg.jp/>

11 その他

- (1) 本要項に記載の事項で不明な事や、記載のない事項で確認したい事、自分が応募条件の地域に該当するかどうか確認したい場合などは、お問い合わせください。
- (2) 応募するにあたり、現地を確認してみたい等の希望がある場合は、個別に対応致します。オンラインでの説明会・面談も可能です。お気軽に担当までご連絡ください。